

地域金融機関の職員様向け

NEWS LETTER

2010.10. Vol.8

顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 ほこだて法務事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『公正証書遺言を作成する手順は？』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『自分で遺言書を作成できる、遺言書作成ガイドブック』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



身近な法律手続アドバイザー
行政書士 銚立 榮一朗
(ほこだて えいいちろう)
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引主任者
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：キャンプ、登山、サッカー
事務所代表者ブログを執筆中！
刺激をシェアしよう！ [検索](#)

<ごあいさつ>

こんにちは、行政書士のほこだてです。

毎年夏のこの時期に、2000～3000メートル級の山に仲間と登ることがここ数年の恒例になっています。

今年はちょっと足を延ばして北アルプスの遠見尾根～五竜岳～唐松岳～八方尾根に山小屋一泊ハイクに行ってきました。

二日目の行程でのこと。唐松岳山頂付近を登っていると、なんと、日頃から地元上井草商店街でお世話になっている生活雑貨店の若社長に遭遇！

世間は狭いですね。

良いリフレッシュができたので、今月も業務に邁進したいと思います。

<サポート事例>

『公正証書遺言を作成する手順は？』

自分で書く自筆証書遺言と比べて、不備がなく、紛失や改ざんの可能性がなく、相続時の手続をより円滑に進めることができる公正証書遺言。

今回は、ここ最近当事務所にお問い合わせ・ご依頼が増えてきている公正証書遺言の作成手順について解説したいと思います。

まず、手続の大まかな流れを見てみましょう。

<公正証書遺言作成の流れ>

1.遺言書作成の目的、内容についてヒアリング



2.基礎資料の準備



3.公証人との事前打ち合わせ



4.証人2人の立会いの下、公証役場で証書を作成

続いて、個別の手続について解説いたします。

1.遺言書作成の目的、内容についてヒアリング

まず、何のために遺言書を作るのか、誰のために作るのかを丁寧にヒアリングいたします。この時点で、遺言書作成だけでなく生前に行なうべき他の対策（生前贈与や権利関係の整理など）があると気づかれる方も多くいらっしゃいます。遺言書作成の目的を整理した後は、家族構成や所有財産について詳しくお聞きし、「誰に、何を相続させる」といった具体的な内容を決めて行きます。

＜サポート事例＞

2.基礎資料の準備

必要となる書類は次の通りです。

- ①遺言者本人の印鑑登録証明書
- ②遺言者と相続人との続柄が分かる戸籍謄本
- ③財産を相続人以外の人に遺贈する場合には、その人の住民票
- ④財産の中に不動産がある場合には、その登記事項証明書と、固定資産評価証明書又は固定資産税・都市計画税納税通知書中の課税明細書
- ⑤証人予定者のお名前、住所、生年月日及び職業をメモしたもの（※当事務所で対応可能です。）

必要に応じて、これらの書類を当事務所で取得することもあります。

3.公証人との事前打ち合わせ

原則として、お客様の住所地から最寄りの公証役場で遺言書を作成します。事前に公証人と当事務所で打ち合わせをし、遺言書の細かな文言を詰め、法的に間違いのないものに仕上げて行きます。最終的にお客さまに案文をチェックして頂きます。

4.証人2人の立会いの下、公証役場で証書を作成

作成当日、遺言書の内容を公証人が説明し、間違いがなければ本人（実印）と証人2人（認印）が証書に押印します。これで無事、公正証書遺言が完成します。原本は公証役場が保管し、正本と謄本は本人に手渡されます。最後に、あらかじめ用意した手数料を現金で公証人に支払います。

＜相談業務引き出しメモ＞

『自分で遺言書を作成できる、遺言書作成ガイドブック』

当事務所では、相続手續のご依頼を受ける際、まずはじめに「遺言書は残されていますか？」とお客様にお聞きします。ところが、実際は、まだまだ遺言書が残されていることはまれです。そして、遺言書が残されていないために、相続でもめているとおっしゃるお客様が実に多いのです。

誰でも気軽に自分で遺言書を作成できるガイドブックがあれば、多くの方が遺言書を書くきっかけとなるかもしれない…。そうした思いが契機となり、遺言書の書き方をわかりやすくまとめたガイドブックを当事務所で製作することにしました。

今年の2月に完成し、当事務所のホームページに公開して以来、今日までに、80名以上のお客様・お取引先に配布してきた『遺言書作成ガイドブック』。是非、日々の相談業務にご活用ください。

『間違いのない遺言書の書き方 5つのチェックポイント』行政書士 銚立榮一朗（著）（28ページ）

【目次】（抜粋）

- 第1章 ポイント1 「相続のときに遺言書がないとどうなるの？」
- 第2章 ポイント2 「準備には何が必要？」
- 第3章 ポイント3 「書き方の注意点は？」
- 第4章 ポイント4 「書いた後の保管方法は？」
- 第5章 ポイント5 「公正証書遺言って何？」

※本ガイドブックに関するお問い合わせは、下記連絡先まで。

＜編集後記＞

毎週楽しみに見ているNHK大河ドラマ「龍馬伝」。今から144年前の1866年、龍馬は妻お龍とともに霧島連山の霊峰、高千穂峰に登ったそうです。先日放送された「霧島の誓い」を見て、今から7年前の2003年夏、宮崎～鹿児島自転車一人旅で高千穂峰に登ったときの思い出がフラッシュバックしました。何かとシンクロが多いこの番組。毎回の放送が、まっことに楽しみです。

行政書士 ほこだて法務事務所は、法律手續の助言・提案・代行を通じ、お客様の「ハッピーな将来を実現する」お手伝いをしております。

＜主要業務＞

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手續 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画についてもお気軽にご相談ください。（内容：「顧客相談の対応力アップ」、「相続・遺言 無料相談会」、「遺言書作成講座」など）

お気軽に
ご連絡ください

ご相談承ります。地域密着の身近な法律手續アドバイザー

行政書士 ほこだて法務事務所

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15

相談業務に役立つ小冊子
『間違いのない遺言書
の書き方 5つのチェック
ポイント』
無料請求受付中

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 日祝休) FAX 03-5311-0781

☞ ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> ☞ ほこだて法務事務所 検索

※営業店異動の際は、大変お手数ですが当事務所までお知らせください。